

第 1 3 7 号議案

八王子市学校給食センター条例設定について

八王子市学校給食センター条例を次のとおり設定するものとする。

令和元年 1 1 月 2 9 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市学校給食センター条例

(目的及び設置)

第 1 条 市立学校の学校給食のため、その調理等の業務を効率的に処理する施設として、八王子市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 学校給食センターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(管理)

第 3 条 学校給食センターは、八王子市教育委員会が管理する。

(委任)

第 4 条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

名称	位置
八王子市学校給食センター南大沢	八王子市南大沢三丁目 2 0 番地
八王子市学校給食センター元八王子	同 叶谷町 1 5 9 4 番地 1

